

# 12月3日～9日は障がい者週間です

障がい者週間は、「国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が、社会、経済、文化、そのほかあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めること」を目的として制定されました。「障がい者週間」をきっかけとして、障がいについての理解を深めましょう。

## 主な障がいの特性と配慮の例

### 視覚障がい

全く見えない、見えづらいなど人によって見え方がさまざまです。



点字ブロックの上や周辺に物を置かない。体に突然触れず、まず声をかける。

### 聴覚障がい

全く聞こえない、聞こえづらいなど人によって聞こえ方がさまざまです。



筆談、手話、口話など会話の方法を確認する。短文で簡潔な情報を伝える。

### 肢体不自由

上肢、下肢、体幹に障がいがあり、歩行、物を持つなど日常の動作が不自由です。



車いす使用者の移動の補助、障がい者用駐車スペースに車を停めない。

### 内部障がい

心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、HIVによる免疫機能障がいです。



禁止されている場所で携帯電話の使用、喫煙を行わない。

### 知的障がい

発達期に知的な能力に遅れがみられ、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている。



ゆっくり、丁寧に話し、絵や写真などを使い、分かりやすく説明する。

### 精神障がい

統合失調症などの精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている。



本人の気持ちを大切に。無理な励ましはしない。

## 出前講座を行っています

SUPPORTER

手話の出前講座や、障がいを理解するための「あいさポーター研修」をご要望に応じて行っています。

詳しくは、下記までおたずねください。

## 「ヘルプマーク」を見かけたら

「ヘルプマーク」は、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせるマークです。身につけている人を見かけたら、公共交通機関で席を譲る、お困りのようであれば声をかけるなどの思いやりのある行動をお願いします。



## 障がいのある人の相談窓口

日常生活や、日中の過ごし方についての困りごとは、福祉推進課、各行政センター市民サービス課または右記の相談支援事業所へご相談ください。

### 「盲導犬」について

盲導犬は、身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関、民間施設で盲導犬ユーザーに同伴できます。盲導犬を見かけた場合は、盲導犬ユーザーが安全に過ごせるよう見守ってください。気になることがある場合は、盲導犬ユーザーに声がけてください。

### 障がい者相談支援事業所(出雲市委託)

事業所	住所	電話番号	FAX番号
ハートピア出雲	武志町693-6	23-2720	23-2721
ふあっと	今市町400-6	25-0130	33-9127
出雲サンホーム	神西沖町1315	43-7575	43-7577
かのん	神西沖町2485-1	25-8811	43-8500
さざなみ学園	神西沖町2534-2	31-9996	43-2256
プレーゲ	灘分町613(総合医療センター内 ひらた健康福祉センター1階)	62-2977	31-5977
光風園	湖陵町大池240-1	43-2101	43-2119
太陽の里	斐川町名島90	72-9125	72-9122
そうゆう相談センター	斐川町学頭1625-6	72-7085	72-7201

おたずね／福祉推進課 TEL 21-6959 FAX 21-6598

# 障がいのある人の生活を支える障がい福祉サービス

障がいのある人が、その人らしく生活するためにさまざまな障がい福祉サービスがあります。

障がい福祉サービスの利用にあたっては、手続きが必要です。市役所の窓口や市が委託する相談支援事業所へご相談ください。(市委託の相談支援事業所は、12 ページに掲載しています。)

## ※障がい福祉サービスの一部を紹介します

通う



### 生活介護・地域活動支援センター

施設で、入浴や食事、排せつなどの介助をします。また、障がいのある人が、昼間に通って作業したり、作品を作ったりします。

暮らす



### 居宅介護

自宅で、入浴や食事、排せつなどの介助をします。

練習する



### 就労移行支援・就労継続支援

働く意思がある障がいのある人が施設に通って、生産活動や能力向上の訓練をします。

出かける



### 移動支援

障がいのある人が出かけるときに付き添います。

相談



### 相談支援

生活していて困ったことなどの相談に応じます。福祉サービスの利用の手伝いもします。

児童の支援



### 児童発達支援・放課後等デイサービス

障がいのある児童が施設に通って、生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などをします。

おたずね／福祉推進課 TEL 21-6961 FAX 21-6598

## 障がいがある人もない人も、安心して暮らせる地域へ



# 障がい者への虐待を防ぎましょう



地域ぐるみの見守りや早めの対応が、虐待されている障がい者を救うだけでなく、虐待してしまう家族などが抱える問題の解決にもつながります。

障がい者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されているのに気づいた人は、すみやかに市の担当窓口である「障がい者虐待防止センター」(下記)に相談してください。

### 障がい者虐待にあたる行為

- ① 身体的虐待・・・なぐる、ける、しばりつける、閉じこめるなど
- ② 性的虐待・・・性的暴力、性的行為の強要、わいせつな話をしたり映像を見せるなど
- ③ 心理的虐待・・・どなる、ののしる、悪口を言う、差別的な扱いをするなど
- ④ 放棄・放任(ネグレクト)・・・食事を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど
- ⑤ 経済的虐待・・・年金や給料を渡さない、勝手に預貯金を使う、日常生活に必要なお金を渡さないなど

- 特定の人や場所ではなく、誰でもどこでも起こりうる問題です。
- 虐待している人に、虐待している認識がない場合があります。
- 虐待をされている人が、自分から被害を訴えられない場合があります。

虐待を見かけたり聞いたりしたとき、また虐待のことで悩んだときには、迷わず相談しましょう。通報や届出をした人の情報は守られます。

おたずね／出雲市障がい者虐待防止センター(福祉推進課内)

TEL 21-6905 FAX 21-6598 メール fukushi@city.izumo.shimane.jp